福 祉 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

令和８年６月２５日

忠　岡　町　議　会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録（２回目）

日　時　令和８年６月２５日（木）午前１１時７分開会
場　所　委員会室

１．出席委員

福祉文教常任委員会委員長		尾﨑　孝子
〃	副委員長	小島みゆき
〃	委員	高迫　照子
〃	委員	田辺　みき
〃	委員	前川　和也

１．欠席委員

なし

１．出席理事者

町　　長	是枝　綾子	教 育 長	大塚　　孝
健康福祉部長	二重　幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	森野　英三		大谷　貴利
こども課長	藤原　直臣	こども課参事	木下　浩美
健康づくり課長	泉　　亜希	教育部長	柏原　憲一
教育部理事兼学校教育課長	大西　裕貴	教育課長	伊藤　　真

１．本議会の職員

事務局長	南　　智樹
係　　長	酒井　宇紀

委員長（尾﨑　孝子議員）

お疲れさまです。

ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前１１時０７分」開会）

委員長（尾﨑　孝子議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立しております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

会議録署名委員は、委員会条例第２６条の規定によりまして、６番・高迫照子委員を指名いたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝　綾子町長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

町長、お願いいたします。

町長（是枝　綾子町長）

皆さん、お疲れさまでございます。福祉文教常任委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様にはご出席くださいまして、ありがとうございます。

定例会に追加提案をさせていただきました議案のうち、福祉文教常任委員会に付託されました議案についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございました。

本日開催の本会議において本委員会に付託を受けました議案４件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページを言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

では、案件１．令和８年第２回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題とします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

議案第３１号　賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）を担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤教育課長。

教育課（伊藤　真課長）

それでは、議案書の３ページをお願いいたします。議案第３１号、賃貸借契約締結についてご説明いたします。

本件は、忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借につきまして、去る５月２９日に制限つき一般競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしましたので、次のとおり賃貸借契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきまして、賃貸借期間満了後のＬＥＤ照明器具は無償で忠岡町へ引き渡すものとしております。

要旨といたしまして、水銀に関する水俣条例により、２０２７年末をもって蛍光灯の製造・輸出入禁止となるため、忠岡町適応指導教室を含む町立小・中学校等４校の照明設備を既存の蛍光灯からＬＥＤ照明に更新し、ＬＥＤ照明とすることで、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、消費電力の抑制、維持管理経費の削減を図るものでございます。

賃貸借の内容といたしましては、契約件名は忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借。賃貸借期間は、令和９年１月１日から令和１８年１２月３１日まで。契約金額は、月額３９万９，１９０円、総額４，７９０万２，８００円。

契約の相手方は、大阪市中央区北浜４丁目１番１号、大和リース株式会社大阪本店、本店長、田邉範幸。対象施設は、忠岡小学校、東忠岡小学校、忠岡中学校、忠岡町適応指導教室１階のみでございます。

根拠法令は記載のとおりでございます。

物品の新旧イメージにつきましては、左がＬＥＤ照明で、右が既存の蛍光灯でございます。イメージ写真ではなかなか分かりづらいですが、ＬＥＤ化による明るさの向上にも、蛍光灯は目に見えにくくても細かく明滅しており、目の疲れの原因になってしまいました

が、ＬＥＤ照明化により完全に一定の光が続くため、長時間の授業でも目の疲れが出にくく、集中力を維持しやすい環境となります。

また、安定性で申し上げますと、蛍光灯はガラス製のため、地震やボールが当たった際に破片が飛び散るリスクがございましたが、ＬＥＤ化によりまして、ランプカバーに樹脂を使用しており、非常に頑丈なものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫　照子議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員、お願いします。

委員（高迫　照子議員）

このＬＥＤの設置は、普通教室はもちろん、特別教室、それから体育館、留守家庭児童学級とか給食室とか、校舎の全てになるんでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

体育館の本館というか、体育館部分に関してはもうＬＥＤ化しておりまして、そういったほんの一部ですけれども、ＬＥＤ化をしているところは既にやっておりますので、それ以外のところ、適応指導教室の２階以外になりますけれども、全てＬＥＤ交換していく予定にしております。

委員（高迫　照子議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

留守家庭もされるんでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

今回、留守家庭のほうもＬＥＤ化のほうに入っております。

委員（高迫　照子議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

ありがとうございます。学校などの教育施設のＬＥＤ化について、設置する場合、国の補助金とか省エネの補助金とかあるのではないかなと思うんですけど、今回、こういう賃貸借契約をされたのはなぜでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

今回のＬＥＤ化に当たりまして、議員がご指摘の補助金を活用した工事方式等も検討のほうをさせていただきましたが、工事方式ですと国交省の公共建築工事標準価格の積算を使うことから、補助金を使用したとしてもかなりの事業費を要します。

リースに関しましては、事業者の企業努力によりましてですね、実勢価格が反映され、事業費のほうをかなり節減されますので、比較したところ、リースのほうが金額的に負担が少ないというところで、今回このような選択をさせていただいております。

委員（高迫　照子議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

リースのほうがメリットがあるということで、安くなるということですね。ありがとうございました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

よろしいですか。他にご質疑はありませんか。

前川委員。

委員（前川　和也議員）

よろしくお願いいたします。先ほど総務のほうでもですね、同じ集会所のＬＥＤということで、同じような議案が上がっておったんですけども、ちょっと簡単な確認、２点させていただきたいんですけども、この契約内容ではですね、製品代だけではなくて設置工事

代ももちろん含まれるのかどうかと、あとＬＥＤの寿命というと、使用状況とか環境にもいろいろよると思うんですけども、大体１０年ということなんですけども、仮にこの契約期間１０年ですけども、その間で切れるようなことがあれば、もう無償で交換してくれるのかどうかというところのこの２点、まずお願いいたします。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

設置に伴う工事も、もちろんこの金額には含まれております。で、１０年契約ということで、間に起こりましたそういったイレギュラー等に関しましても、全て含まれている契約になっておりますので、途中でイレギュラーがあって切れてしまった場合とかいうのは、交換していただけるということになっております。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。最後、もう１点なんですけども、ＬＥＤを進めることの１つのメリットとしてですね、ここにも書かれておるんですけども、消費電力の抑制ということなんですけども、この月々のリース額に合わせてプラス月々の電気代もかかってくるかと思うんですけども、トータルの、その今まで本町が支出していた電気代の削減というのは、この１０年間のうちにですね、効果額として現れるのかどうかというところを教えていただけますでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

先ほどもお伝えしましたとおり、今現在、ＬＥＤ化しているところというのは極めて少ない部分になりますので、全て変えますと大幅な電気代の削減ということが見込めるようになっております。

委員（前川　和也議員）

はい、結構です。

委員長（尾﨑　孝子議員）

では、他にご質疑はございませんでしょうか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

続いて、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

では、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第３１号　賃貸借契約締結について（忠岡町教育施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借）を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

議案第３２号　工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）を担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

それでは、議案書の４ページをお願いいたします。議案３２号を説明させていただく前に、議案３２号、３３号、３４号の小・中学校屋内運動場空調機設置工事の工事請負契約の締結に当たり、令和６年度から現在までの経緯を先にご説明のほうをさせていただきます。

議案３２号、３３号、３４号の小・中学校屋内運動場空調機設置工事につきましては、令和６年度に体育館空調設備整備の実施設計を行っていましたが、事業手法、空調機器、事業費、財源等の精査に時間を要していたところ、補助率が高い補助金として、令和６年度末に文部科学省において、体育館への空調設備を加速するため新たに創設されました学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金）を活用できる見込みとなったことから、令和７年度１２月議会にて補正予算のほうを行いまして、令和８年３月に空調設備

整備臨時特例交付金の交付決定を受けました。この交付決定を有効に活用し、小・中学校屋内運動場空調設備設置工事のほうを行ってまいります。

委員長（尾﨑　孝子議員）

３２号の説明をお願いいたします。すみません。

教育課（伊藤　真課長）

はい、ちょっとお待ちください。

大変失礼いたしました。すみません。

では、議案書の４ページのほうをお願いいたします。議案３２号、工事請負契約締結について、ご説明のほうをさせていただきます。

本件は、忠岡小学校屋内運動場空調設備設置工事につきまして、去る６月２日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしましたので、次のとおり請負契約の締結をするため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別に配布しております議案第３２号、３３号、３４号教育課資料を併せてご覧ください。

要旨としましては、学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金）及び緊急防災減災事業債を活用し、町立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業として、学校生活における児童生徒の熱中症予防をはじめ、災害時における避難所としての機能向上を図るため、町立小中学校の屋内運動場の空調機を設置するものでございます。

契約の内容といたしましては、忠岡小学校欄をご覧ください。契約件名は、忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事。契約金額は５，７７０万６，０００円。工期は、議会議決の翌日から令和８年１１月３０日まで。契約の相手方は、泉北郡忠岡町忠岡北２丁目１２番５９号、有限会社ショウワメンテナンス、代表取締役、河口俊昭。工事概要は、駆動方式がＥＨＰ（電気式）、室内機８台、室外機２台ほかでございます。

根拠法令及び設置イメージについては、記載及びイメージ写真のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（田辺　みき議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

質問させていただきます。避難場所にもなる各屋内施設、屋内運動場なんですけれども、昨年にも聞かせていただいたことも重なってはいるんですが、これは今回、こちらは、この後に出てくる、ちょっとまとめて以前に、ちょっと前回のときに協議会のときに聞かせてはいただいていたのですけれども、駆動方式がガスと電気というふうに分けられていて、あえてこの忠岡小学校においてはこの電気を使うということは、本来はいざというときのためには、元をガスとか電気というふうに分けるということが望ましいというふうにも聞いているんですけれども、ここにおいてはもう電気一本にしていくということをあえて選ばれているのは、これはやはり避難所としては、もっと上のほうに、山側のほうに皆さん流れてくるという動きもあるので、あえて電気にされたのかなというところをまずは質問させていただきます。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

忠岡小学校区につきましては、まず発災時に避難所として開設される場所は、浸水想定区域となっていない福祉センターや文化会館にまずは移動するというふうになると考えておりますので、そのため、今回、忠岡小学校に関しては、自家発を置いていない場合に関しては電気式のほうが安価で済むということを調査で出ておりましたので、そのようにさせていただいている次第でございます。

委員（田辺　みき議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

分かりました。ありがとうございます。

この後、実は３つ入札のところで、そうですね、伺いたいと思っていたのですけれども、こういう場合はちょっと関連付けてということは厳しいんですね。一個一個で。

委員長（尾﨑　孝子議員）

一個ずつですね。

委員（田辺　みき議員）

そうですね、分かりました。それでは一旦これで結構です。ありがとうございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。

他にご質疑はございませんか。よろしいですか。前川委員。

委員（前川　和也議員）

１件ずつということなんですけども、この工事概要ですね。（５）の工事概要の「他」という部分についてなんですけども、これ室内機、室外機をポンと設置するということで文字として出てるんですけども、それ以外のですね、冷気や暖気をとどめておく工夫として、その遮熱シートとか日射フィルムとかカーテンとかいうのはこれには含まれているのか、そうか、もう既にされているのかというところを教えていただけますでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

今回の補助金になります学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金）なんですが、断熱の施しをちょっとする必要がございましたので、今回、断熱カーテンを各体育館のほうで設置のほうを考えておりまして、こちらのほうの工事費のほうに含まれているということでご理解いただきたいと思います。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。本当に体育館って大きな建物ですし、カーテンだけで一応それがいけるんですかね。いろいろ天井にシートを張ったりとか、床にそれ用の何か塗ったりとかいろいろあると思うんですけども、カーテンのみでいけるのかなという部分はあるんですけども、どうでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

一応今回そのカーテン、断熱ってやればやるほどかなり効果はありますので、ちょっと財源のほうと相談しながらということにはなるかと思うんですけれども、一応令和１５年まではそういった追加工事も可能ということにはなっておりますので、ちょっとそういったところは今後調査研究していきたいと思っております。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

　　前川委員。

委員（前川　和也議員）

　　ありがとうございます。では、まずはカーテンのみがこの「他」のところに含まれてるというところで、これはそれなら他の２校も一緒ですよね。

教育課（伊藤　真課長）

　　委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

　　伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

　　はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

委員（前川　和也議員）

　　ありがとうございます。オーケーです。

　　もう１点、ごめんなさい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

　　どうぞ。

委員（前川　和也議員）

　　すみません。災害時のお話なんですけども、これは電気の電線、これを複数引き込みの対象となる施設となるのかどうかということと、その場合は引き込むのかどうかというところ。何というかな、特例需要場所といいますかね、これの対象となって、その場合は引き込むのかどうかという。複数にすることによって、何というんですか、備えをするということなんですか。

教育課（伊藤　真課長）

　　委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

　　伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

　　すみません、あくまで忠岡小学校に関しては、その電気式ということで、他の２校はガス式ということで、それぞれ分けているということでよろしいでしょうか。

委員（前川　和也議員）

　　はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

　　前川委員。

委員（前川　和也議員）

　　特例需要場所の対象とはなるかならないかという。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

すみません、理解ができていない部分もあるかとは思うんですが、対象にはなっていないという判断というふうに解釈しております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

この空調機がガス式であり、電気式であり、体育館にそういう空調機を入れた場合、その対象となる場合があるらしいということが文科省のホームページからも示されておりますので、一度ちょっとまた見ていただけたらなというふうに思います。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

後ほど確認のほうをさせていただきます。

委員（前川　和也議員）

はい、オーケーです。

委員長（尾﨑　孝子議員）

他にご質疑はございませんでしょうか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

私のほうから質問したいと思いますので、進行を小島副委員長に代わります。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島　みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。尾﨑委員長、質問をお願いいたします。

委員（尾﨑　孝子議員）

はい、副委員長、すみません。

私のほうから、先ほど設置イメージを見てくださいという画面を頂いたんですけれども、こちらのイメージでは、これは電気なのでしょうか、それともガスなのでしょうか、種類が違いますので。下のほうにあります非常電源とかＬＰガスというのはガスだと思うんですが、電気のほうはこれはというのは、忠岡小学校のほうはＬＰガス、電源設備はないので、上２つだけになるのでしょうか。ちょっとその違いを教えてください。

教育課（伊藤　真課長）

副委員長。
副委員長（小島　みゆき議員）
伊藤課長。
教育課（伊藤　真課長）
これはあくまでイメージになるので、これがそのまま付くということではなく、こういったものをちょっと設置するというところで、分かりやすくするために貼らせていただいたものなので、これがそのまま間違いなく付くかというと、そういうことではございませんので。
委員（尾﨑　孝子議員）
はい。
副委員長（小島　みゆき議員）
尾﨑委員長。
委員（尾﨑　孝子議員）
ありがとうございます。そしたら、このイメージはガスの設備のような感じ。もうイメージだけで、電気でもガスでも同じというイメージでよろしいんですね。分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。
副委員長（小島　みゆき議員）
委員長の質疑が終わりましたので、進行を交代させていただきます。
（進行を尾﨑委員長に戻る）
委員長（尾﨑　孝子議員）
ありがとうございました。
では、他にご質疑のほうはございませんでしょうか。
（な　　し）
委員（尾﨑　孝子議員）
ないようですので、質疑を終結いたします。
委員長（尾﨑　孝子議員）
続いて、討論を行います。討論ありませんでしょうか。
（「なし」の声あり）
委員（尾﨑　孝子議員）
ないようですので、これで討論を終結いたします。
続いて、採決を行います。
お諮りいたします。議案３２号　工事請負契約締結について（忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事について）でございます。これを原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

続きまして、議案第３３号　工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事）を担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長、お願いいたします。

教育課（伊藤　真課長）

議案書５ページをお願いいたします。議案第３３号、工事請負契約締結について、ご説明させていただきます。

本件は、東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事につきまして、去る６月２日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしましたので、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、先ほどの忠岡小学校屋内運動場空調設備設置工事でご説明させていただきました同じ議案書３２号、３３号、３４号教育課資料をご覧ください。

要旨、根拠法令及び設置イメージにつきましては、先ほどと同様、忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事と同様の内容となります。

それでは、資料の内容の東忠岡小学校の枠のほうをご覧ください。契約件名は、東忠岡小学校屋内運動場空調機設置工事。契約金額は７，２４２万７，３００円。工期は、議会議決の翌日から令和９年２月２６日まで。契約の相手方は、泉北郡忠岡町忠岡東２丁目１６番３号、株式会社新川、代表取締役、新川雅也。

工事概要は、駆動方式がＧＨＰ（ガス式）、室内機８台、室外機２台、非常用電源設備１台ほかでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。先に手を挙げてられたんで、田辺委員、お願いします。

委員（田辺　みき議員）

お願いします。入札の結果表をちょっと見ながらご質問をさせていただくんですが、今

回は多くの企業様がかなり失格という形で外れてはおられるんですけれども、そもそもこの最低制限価格による入札という条件があって、私もちょっと素人ではございますが、失格になる場合は、条件が整わないとか、最低制限を下回るのもいけないしというところがあるということを、簡単にですけど知りました。これはどういった理由でこれほど、失格者が多かったので、ちょっと教えていただければと思います。

町長公室（立花　武彦公室長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

入札の結果ですので、最低制限価格を下回るのはちょっと理由は分からないんですけども、最低制限価格を工事の場合は設定してるんですけども、これは公共施設の品質を確保する点からですね、最低制限価格を設けてるというところでございます。

結果についてはですね、どういった理由で下回ったのかというのは、ちょっと現状分からないところでございます。

委員（田辺　みき議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

この品質を、安いと安かろう悪かろうということで、ちょっといけないんだというところだと思うんですが、これはもう事前にはやはり知らされないんですね。分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、個々に失格の理由も、その最低制限というか金額を下回っただけじゃなくて、条件が整う、ほかにも提出書類等とかいろんなものでも、そういった理由も失格の対象になった可能性もあるということなんでしょうか。

町長公室（立花　武彦公室長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

これは価格だけですので価格を、最低制限価格を下回っただけで、それだけのことでございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

委員長（尾﨑　孝子議員）

すみません、高迫委員、お待たせしました。

委員（高迫　照子議員）

いえいえ。今、契約金額を見ますと、忠岡小学校、規模がちっちゃいんですけど、東忠岡と比べますと１，５００万ぐらい東のほうが高いので、そこら辺の理由を教えてください。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

忠岡小学校と東忠岡小学校は、東忠岡小学校のほうには自家発がございますので、必然ちょっと高くなってしまうということになります。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

高くなるのは自家発電があるからということで、それは了解しました。

それから、工期が令和９年２月２６日、大体ここら辺りで終わるということは、子どもたちのためには卒業式には使えるということになりますかね。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

それを意識して工期は設けております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

卒業式に間に合うようにはよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

他にご質疑はございませんでしょうか。小島副委員長。

委員（小島　みゆき議員）

すみません、まだ１件ずつの審議だということでお聞きしたんですけども、今、東小学校の分を見せてもらって、工事概要、中学校と次の分なんですけど、工事概要を見たらもう設備とかがほとんど一緒の分が載ってるんですけども、金額的に全然違うというのは、施工の違いとかそういうことがあるんでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

あくまで入札というところでやっておりますので、基本的に規模の大きさとか、そういったことはありますけど、大幅にこれが大きく違うということはございませんので、入札の業者の判断ということになるかと思います。

委員長（尾﨑　孝子議員）

小島副委員長。

委員（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。入札でそういうふうな金額になってるということなんですね。内容はほとんど一緒やけども、こんだけ金額が違うということでよろしいんでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

よろしいですか。他にご質疑はございませんでしょうか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第３３号　工事請負契約締結について（東忠岡小学校屋内運動

場空調機設置工事）を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

続きまして、議案第３４号　工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）を担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

それでは、議案書の６ページをお願いいたします。議案第３４号、工事請負契約締結について、ご説明させていただきます。

本件は、忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事につきまして、去る６月２日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定いたしましたので、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、先ほどの議案第３２号、３３号、３４号教育課資料のほうをご覧ください。

要旨、根拠法令及び設置イメージにつきましては、忠岡小学校、東忠岡小学校屋内運動場空調設備設置工事と同様になります。

それでは、契約内容の３、忠岡中学校欄をご覧ください。契約件名は、忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事。契約金額は６，４３６万３，２００円。工期は、議会議決の翌日から令和９年２月２６日まで。契約の相手方は、泉北郡忠岡町忠岡北２丁目１２番５９号、有限会社ショウワメンテナンス、代表取締役、河口俊昭。

工事概要は、駆動方式がＧＨＰ（ガス方式）、室内機が８台、室外機が２台、非常用電源設備が１台ほかでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。小島副委員長。

委員（小島　みゆき議員）

先ほどもちょっと聞いたらよかったんですけど、この最低制限価格、内容が同じなの

に、なぜこの違いがあるんでしょうか。
町長公室（立花　武彦公室長）
　委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　最低制限価格の計算式がございまして、予定価格から最低制限価格を決定しますので、予定価格が変われば最低制限価格が変わるというところでございます。
委員長（尾﨑　孝子議員）
　小島副委員長。
委員（小島　みゆき議員）
　すみません、そういうのがちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、この内容は同じで、予定価格がどう違うというのも、それはどういうことなんでしょうか。
町長公室（立花　武彦公室長）
　委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　予定価格につきましては、設計金額ですけども、それについては随時、その体育館とか大きさとかですね、空調の設置で工事の内容によって変わりますので、全て完全に一致するというものではございませんので、１個ずつ積算して予定価格を、設計金額を出しているというところでございます。
委員長（尾﨑　孝子議員）
　小島副委員長。
委員（小島　みゆき議員）
　ありがとうございます。そしたら、この工事の施工とか、あまり先ほど変わりがないとおっしゃったのは、やっぱり変わりがあるからこういう金額になってるということでよろしいんですか。
教育課（伊藤　真課長）
　委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
　伊藤課長。
教育課（伊藤　真課長）
　基本的には、方式、台数等もそんなに変わらないんですけど、例えばそのガスの置く場

所とかが、やっぱり場所によって違うので、それに当たって、今ある既存のものをちょっと例えば壊したりとか、そういう細かい工事。あとは、配管、配線の長さだったりとか、そういうところでやっぱり少しずつ金額差が出てきますので、同じ内容としても、立地条件、大きさの多少の違いで、そういった金額の差が出てきますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

委員長（尾﨑　孝子議員）

小島副委員長。

委員（小島　みゆき議員）

分かりました。いろいろそういう違いがあるから、こういうふうな予定価格も違うということで、そしたらよろしいということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

よろしいですか。

他にご質疑はございませんでしょうか。

委員（高迫　照子議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

先ほど断熱カーテンの話が出たんですけど、体育館のずうっとあの窓のところに全部これを３校とも取り付けるということですか。それとも壁に取り付けるんですか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤　真課長）

既存のカーテンを断熱のものに取り替えるというふうな工事になっております。

委員（高迫　照子議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

そしたら、空調でそんなに寒くないときはカーテンを開けといて、とても寒いときとかはカーテンを全部閉めて断熱するという使い方になるんでしょうか。

教育課（伊藤　真課長）

委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
伊藤課長。
教育課（伊藤　真課長）
その断熱効果を施すために使うときもありますし、まあちょっとその明かりのところで使うこともあるかと思います。
委員（高迫　照子議員）
私のイメージでは、断熱カーテンをバーッと閉めたら、物すごく体育館がちょっと暗くなるのではないかなと想像したんですけど、電気をつけて体育の授業をやるから、まあそれは大丈夫かなと思いますけど、この断熱もいろいろこう、遮光がいろいろあるし、でも断熱だからちょっと分厚い、布地が分厚いものかなとか、ちょっと今思ってるんですけど、体育の授業のときに、暗くなれば電気をつけたらいいわけですけど、それを閉めたほうが寒い場合も暖かい場合も効果があるということですね。
教育課（伊藤　真課長）
委員長。
教育課（伊藤　真課長）
伊藤課長。
教育課（伊藤　真課長）
その寒さに合わせてやっていくということになるかと思います。
委員（高迫　照子議員）
分かりました。ありがとうございました。
委員長（尾﨑　孝子議員）
よろしいですか。
他にご質疑はございませんでしょうか。
（な　　し）
委員長（尾﨑　孝子議員）
ないようですので、質疑を終結いたします。
委員長（尾﨑　孝子議員）
続いて、討論を行います。討論ございますでしょうか。
（「なし」の声あり）
委員長（尾﨑　孝子議員）
ないようですので、これで討論を終結いたします。
続いて、採決を行います。
お諮りいたします。議案第３４号　工事請負契約締結について（忠岡中学校屋内運動場空調機設置工事）を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案４件について議了しました。

本日の審議経過及び結果については、この後行われる本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝　綾子町長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

町長。

町長（是枝　綾子町長）

本日は、大変慎重審議を頂き、またご承認を頂きまして、誠にありがとうございました。小・中学校の体育館の空調設備につきましては、大変長らくお待たせをしておりますので、工期内に完成できるようにというふうに努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本会議のほうもございますので、またどうぞよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございました。

以上で、福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（「午前１１時５４分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和８年６月２５日

福祉文教常任委員会委員長　　尾　﨑　孝　子

福祉文教常任委員会委員　　高　迫　照　子